

市民主体のまちづくり活動プロモーション業務 仕様書

- 1 件 名 市民主体のまちづくり活動プロモーション業務委託
- 2 履行期間 契約日から令和8年3月 31 日(火)
- 3 履行場所 指定場所
- 4 業務実施の背景及び目的

(1)背景

平成 27 年に施行された長崎市よかまちづくり基本条例では、「長崎のまちをみんなで作る」「自分たちのまちは自分たちでよくする」を基本理念に掲げ、市民の皆が「当事者としてできること」の範囲を少しでも広げ、全員がプレーヤーとしてまちづくりに取組むことを目指している。その根幹をなす地域活動団体である「自治会」や「地域コミュニティ連絡協議会」は、防犯や防災、高齢者福祉、子どもの育成、環境美化など、市民の生活を支える様々な活動において重要な役割を担っている。しかし、近年では、ライフスタイルや価値観の多様化により、特に若い世代の自治会への加入率が低下し、活動の担い手不足や活動への参加者の減少など課題が浮き彫りになっている。

(2)業務の目的

20 代から 40 代の子育て世代を含む若い世代における自治会加入率の向上等に寄与するため、ターゲット世代が「自治会」や「地域コミュニティ連絡協議会」に対する関心をもち、参加意欲を高めることを目的とする。

「自治会は地域でつくるまちの基盤」といった気付きを促し、「自治会」や「地域コミュニティ連絡協議会」の存在意義や役割を理解し、活動に参加してみようという動機付けを図るため、市民を巻き込んだ形での動画制作を行い、これまでの啓発活動とは異なる新たな手法による効果的な PR を実施する。

5 ターゲット

業務の主なターゲットは、20 代から 40 代の子育て世代を含む若い世代とする。特に、「自治会」「地域コミュニティ連絡協議会」の活動に参加したことがない、または、活動に消極的な市民をメインターゲットとする。

6 業務内容

(1)啓発動画の制作

① 映像の企画・構成

ア 本業務の目的に沿った動画の企画立案を行い、企画に基づいた構成、シナリオ(タイトル含む)等を制作すること。

② 映像の仕様

ア 制作する映像は下記に示すテーマの「180 秒程度 短編動画」の映像を各 1 本、「15 秒 広告配信用動画」の映像を各 1 本制作すること。また、制作にあたっては、実際に活動している自治会や地域コミュニティ連絡協議会の会員などを巻き込み、市民参加の機会を設けること。

【テーマ①】自治会

【テーマ②】地域コミュニティ連絡協議会

イ 必要に応じ、映像に BGM、効果音、ナレーション、テロップを入れること。

ウ 画角は 16:9 とし、フルハイビジョン(1920×1080 ピクセル)以上とする。

エ 制作した映像は、透過ディスプレイを活用した啓発や、市ホームページや SNS のインターネット配信等での使用を想定しているため、これらの使用に適した Web 掲載用の汎用的なファイル形式による動画データを制作すること。

③ 撮影・編集・各種調整

ア 台本を作製し、市の確認を受け、作製された台本に基づき、受託者が長崎市内において撮影した映像を活用して編集を行うこと。また、長崎市が所有する画像及び動画等の使用も可能とする。

イ 撮影された映像について、上記「② 映像の仕様」に沿って編集を行うこと。

ウ 映像制作にあたる素材の収集・取材及びそれに伴う各種調整については、長崎市と受託者が協議の上、行うものとする。

④ 現状分析

- ア 市が主催・共催するイベントやプロポーザル参加希望者が開催・運営するイベントやWeb等で「自治会」「地域コミュニティ連絡協議会」の活動への参加に消極的な理由等を情報収集し、かつ、地域活動団体や長崎市と協議の上、課題を明確化し、企画・構成する際に反映させること。
- イ 情報収集した結果及び協議概要をまとめた報告書を1部作成し、長崎市に報告すること。
- ⑤ その他、上記業務に付随する業務
 - ア 映像制作に必要な各許認可の手続きについては、原則として受託者が行うものとする。その際に必要となる手数料等の経費は委託料に含むものとする。

(2)啓発動画の広告

上記「(1)啓発動画の制作」で制作した動画を使用し、ターゲットに効果的な広告を行う。

- ① テレビCM
 - ア 放送局：長崎市内全域で受信可能なテレビ局1局以上
 - イ 放送期間：令和7年12月1日(月)～令和8年3月15日(日)
 - ウ 放送本数：合計50本以上
パブリシティ1本以上
(※パブリシティ…ひとつのイベント情報を番組内の情報コーナーで紹介。)
パブリシティで放送した内容は、YouTube等で動画公開を行い、長崎市ホームページへの掲載も可能とすること。
 - エ 放送時間について事前に放送予定を提出すること。
 - オ 放送期間終了後、速やかに放送確認書を提出すること。
 - カ 内容については、長崎市と協議しながら決定することとする。
- ② SNS 広告
 - ア 配信媒体：Instagram、YouTube
 - イ 配信期間：令和7年12月1日(月)～令和8年3月15日(日)
 - ウ 目標表示回数：合計900,000回以上
 - エ 効果測定：広告の表示回数、クリック数、いいね数などターゲット層への効果測定を行うこと。
 - オ 受注者は、配信期間中、毎月末時点の効果測定の内容とプロモーション状況について、翌月の10日までに報告書を1部作成し、長崎市に報告すること。また、配信期間終了後、分析を行い、その分析結果や課題について配信報告書を1部作成し、長崎市に報告すること。
 - カ 内容については、長崎市と協議しながら決定することとする。
- ③ TVer 広告
 - ア 放送時間について事前に放送予定を提出すること。
 - イ 放送期間終了後、速やかに報告書を提出すること。
 - ウ 期間や回数、内容については、長崎市と協議しながら決定することとする。
- ④ 街頭ビジョン
 - ア 放映時間について事前に放映予定を提出すること。
 - イ 放映期間終了後、速やかに報告書を提出すること。
 - ウ 期間や回数、場所、内容については、長崎市と協議しながら決定することとする。

(3)自由提案

その他、上記4の業務目的を達成するために効果的なプロモーションを提案すること。

【自由提案にあたっての留意事項】

- ・提案にあたっては、ターゲット層を含む市民参加型の企画など、当事者意識を高めるようなものであること、また、ターゲットにマッチした訴求力の高いものであるとともに、ターゲット間での認知度向上や情報の拡散につながる事が期待できる話題性や伝播性、新規性、独創性の高いものとなるよう、提案事業者のノウハウや知識、経験のほか、若い世代やプロモーションに精通した専門家、インフルエンサー等の意見を取り入れるなど、創意工夫を行うこと。
- ・コンテンツやコンセプト、内容等について、統計資料や各種アンケート調査、提案者の業務経験等の根拠に基づく提案とすること。
- ・提案者が所有する媒体やメディア等との連動、活用を行う提案も可とする。

7 成果品

(1) 啓発動画

- ① 撮影素材及び一覧表(映像制作用に撮影した映像、写真、画像及びそれらの撮影日時、撮影場所等を記載した一覧表を作成)
- ② Webサイト用動画データ
mp4形式。コピーガードは行わず、発注者がパソコン等により複製できるもの。
- ③ サムネイル
動画コンテンツに応じたサムネイルを制作し納品すること。形式は JPEG 及び PDF 各1部。
- ④ 一般的な家庭用プレイヤー等での再生用動画データ
- ⑤ 透過ディスプレイ用動画データ
mp4形式。フル HD 画質(W1920PIX×H1080PIX)
- ⑥ 上記のデータについて DVD 等の記憶媒体に保存したものを、①・②・③については各 1 枚、④については、10 枚納品すること。⑤については保存可能な USB メモリ等の大容量記憶媒体 1 個を納品すること。
- ⑦ 納入期限
【テーマ①】自治会: 令和7年 11 月 28 日(金)
【テーマ②】地域コミュニティ連絡協議会: 令和7年 12 月 26 日(金)

(2) 自由提案によるもの

- ① 実施内容一式関係で長崎市と受託者が協議の上、提出するものとする。
- ② 納入期限
提案内容に基づき長崎市と受託者が協議の上、提出期限を設定するものとする。

8 実績報告

業務完了後、実績報告書(業務の実績及び成果検証結果等をまとめたもの)を作成し、令和8年3月 31 日まで長崎市へ電子データで提出すること。なお、様式の詳細は長崎市との協議により決定する。

9 実施体制

業務の実施にあたっては、必要な知識と技能を有する従事担当者確保すること。また、業務の実施に先立ち業務責任者を選任し、次の事項について契約締結時に書面をもって監督職員に通知する。

なお、業務責任者に変更があった場合も同様とする。

(1) 氏名

(2) 受注者との雇用関係を証明する書類

10 全体に係る注意事項

(1) 業務の再委託

業務について、第三者に委託することも可とするが、業務の主要な部分を一括して委託することはできない。

なお、再委託する場合は、あらかじめ下記の事項について記載した「第三者委託承諾願」を長崎市に提出し、承諾を得なければならない。

- ① 再委託を行う相手方の商号または名称及び住所
- ② 再委託を行う業務の範囲

(2) 著作権

- ① 受託者は、長崎市に対し、本業務の成果品及び企画提案書等のすべての所有権及び知的財産権(著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む)、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権、特許権、実用新案権、特許を受ける権利を含むが、これらに限らない。以下、「知的財産権」という。)の一切を譲渡する。また、その権利は長崎市に帰属し、長崎市の承諾なしに使用又は公表してはならない。
- ② 10(2)①の譲渡の対価は、本業務の委託料に含まれるものとする。
- ③ 受託者自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しない。
- ④ 第三者が権利を有している映像・画像・音楽等を使用する場合は、事前に権利者から二次利用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。
- ⑤ 制作にあたっては、知的財産権及び人格権(肖像権、パブリシティ権、プライバシー権を含むが、これらに限られない。以下、「人格権」という。)、その他の権利等について事前に権利者から許諾を得た上で、必

要となる一切の手続き及び使用料の負担は受託者が行うこと。かつ、受託者は、その許諾が失効又は解除される事態が発生しないよう権利許諾処理を行うこと。

- ⑥ 所有権及び知的財産権、著作者人格権、人格権、その他の権利等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、発注者は、責任を負わないものとする。
- ⑦ 受託者は、長崎市又は長崎市が本件成果品の利用を許諾した者が本件成果品の利用について第三者から権利侵害を主張されたときは、自らの費用と責任をもって対処し、長崎市、長崎市が本件成果物の利用を許諾した者又は第三者に生じた損害を自らの負担によって賠償するものとする。
- ⑧ 成果品について、受託者は商標の登録申請を行わず、長崎市が当該申請を行うときは、無償で協力するものとする。ただし、その登録費用は、長崎市の負担とする。
- ⑨ 成果品について、長崎市が著作権法第 77 条に規定する著作権登録を行う場合には、受託者は、当該登録に要する手続きに無償で協力するものとする。ただし、その登録費用は、長崎市の負担とする。
- ⑩ 本契約の契約期間は、契約日から令和8年3月 31 日までとする。ただし、本契約に基づいて既に発生していた権利義務は、契約期間の経過により影響を受けないものとし、有効期間が終了した後も、10(2)、(3)、(7)の規定は、効力を失わない。

(3)秘密保持

受注者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。

(4)法令等の遵守

受託者は業務の履行に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

(5)費用の負担

業務に伴う必要な経費は、本仕様書に明記のないものであっても原則として受託者の負担とする。

(6)委託料の支払い

委託料は、業務が完了し、検査に合格した場合に請求することができる。

(7)疑義

仕様書記載事項に疑義が生じた場合又は定めのない事項については、受託者は長崎市と十分な協議を行い、業務の遂行に支障のないように努めなければならない。